

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（抜粋）

平成22年3月26日
21水港第2597号
水産庁長官通知
最終改正
平成28年1月20日
27水港第2626号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

9-1 水産業競争力強化緊急事業

(3) 事業の内容等

エ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) 事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

(イ) 事業実施者

本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域委員会に参画し、広域浜プラン及び当

該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成 30 年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。

- a 自らの経営における競争力強化に向け、機器等の導入を実施すること。
- b 率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。
- c 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

(ウ) 競争力強化型機器等評価委員会

- a 事業実施主体は、事業実施者から提出される機器事業実施計画について助成の決定を行うため、競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）を設置するものとする。
- b 事業実施主体は、機器委員会を設置しようとするときは、競争力強化型機器等評価委員会設置要領（以下「機器委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第 7 号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- c 機器委員会設置要領を変更しようとするときは、b に準じて行うものとする。
- d 機器委員会は、事業実施者から事業実施主体に提出された機器事業実施計画について、業務要領に定める要件に基づいて、その内容を審査するものとする。
- e 機器委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(エ) 事業の実施

- a 本事業を実施しようとする事業実施者は、機器事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- b 事業実施主体は、a の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

(a) 申請者が、(イ) に定める事業実施者であること。

(b) 機器事業実施計画が、(ウ) の d により機器委員会が認めたものであること。

(c) 広域浜プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め 5 年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を 10% 以上向上する目標（K P I）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

- c b の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、a に準じて行うものとする。
- d 事業実施者は、事業終了後、速やかに機器事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- e 事業実施者は、機器事業実施計画に記載した b の (c) の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。

(オ) 実施状況等の確認

- a 事業実施主体は、事業実施者における機器事業実施計画の実施状況について、(エ) の d に基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。
- b 事業実施主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
- c 事業実施主体は、(エ) の e の達成状況を確認するとともに、取組の目標（K P I）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

(カ) 助成対象経費

- a 事業実施主体は、事業実施者が、承認された機器事業実施計画に記載した機器等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ 1 / 2 以内の金額を助成する。また、助成の上限額は 2,000 万円以内とし、助成対象となる機器等の導入費用は機器本体のみとする。
- b 助成対象とする機器等は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が 5 年以上のものとする。

(キ) 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

- a (エ) の b により機器事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。
 - b 事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。
 - c 事業実施主体は、b の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
 - d 事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
 - e 事業実施主体は、(エ) の d の機器事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
 - f 事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
 - g f の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して 20 日が経過した日までの間に行わなければならない。
 - h 事業実施主体が事業実施者に対し f の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (ク) 機器等の管理運営
- 事業により取得した機器等の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。
- (ケ) 助成金の返還
- 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は機器事業実績報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。
- (コ) 事業の委託
- a 事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
 - b 事業実施主体は、a の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。